

# 全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部  
予防接種課

# 目 次

## 1. 新型コロナワクチンについて

- (1) 令和6年度のコロナワクチンについて .....1-1
- (2) 標準価格について .....1-1
- (3) 特例臨時接種の終了 .....1-2
- (4) 救済制度の変更 .....1-2
- (5) その他 .....1-3

## 2. 令和6年度の定期接種について

- (1) 新たに位置づけた疾病・ワクチンについて .....2-1
- (2) 経過措置の終了 .....2-1

## 3. HPVワクチンについて .....3-1

## 4. 予防接種センター機能推進事業について .....4-1

## 5. 予防接種に関する間違い接種報告について .....5-1

## 6. その他

- (1) 予防施主従事者研修について .....6-1
- (2) 予防接種に関する情報について .....6-1

## 1. 新型コロナワクチンについて

### (1) 令和6年度のコロナワクチンについて【資料：1-1】

新型コロナワクチンの特例臨時接種については、令和5年度末で終了し、令和6年度以降は新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病に位置づけることし、定期接種として実施する。

定期接種においては、以下のプログラムで実施することとしているため、ご了承ください。

対象者	・ 65 歳以上の者 ・ 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの
接種間隔	毎年秋冬に 1 回
用いるワクチン	秋冬の接種に向け、用いるワクチンに含むウイルス株の選択については、インフルエンザワクチンに関する研究開発及び生産・流通部会の議論も踏まえ、最新のWHOの推奨株を用いることを基本とする。

### (2) 標準価格について【資料：1-2】

新型コロナワクチンの特例臨時接種については、その接種費用を全額国費負担としているため、被接種者の自己負担は生じていないが、来年度以降定期接種として実施するに当たっては、接種費用は市町村の支弁となり、市町村が被接種者（低所得者を除く。）から実費を徴収することとなる。

他方で、来年度以降の新型コロナワクチンについては、市場流通するワクチンの価格等が現時点では明らかになっていないことから、自治体において来年度の定期接種に係る予算措置の検討が可能になるよう、国として標準的な接種費用を 7,000 円と設定し、接種費用の実費徴収ができない低所得者分として、総接種費用の 3 割相当を普通交付税により措置している。

なお、7,000 円という標準接種費用は、ワクチン価格をインフルエンザワクチン（1,500 円程度）の倍の 3,000 円強程度とし、手技料 3,740 円と合わせて 7,000 円と積算したものであるが、各市町村におかれては、低所得者以外の自己負担額について、7,000 円を標準として自己負担額をご検討されるようお願いする。

### (3) 特例臨時接種の終了【資料：1-3～1-4】

特例臨時接種の終了に伴い、各自治体・医療機関の手元に残っているワクチンは、各自治体・医療機関において廃棄していただく予定としている。廃棄数については、今後調査を行う予定としており、御協力をお願いする。

また、V-SYS（ワクチン接種円滑化システム）の全ての機能も停止する予定としている。

無償譲渡してきた冷凍庫及び保冷バッグについては、自治体の条例等に基づき、譲渡、売却、廃棄等の処分を3月前でも実施可能な旨をお示ししているところ。無償譲渡してきた針及びシリンジについても、自治体の規程に基づき適切に処理していただく予定としていることからご了解願いたい。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金は令和5年度で事業を終了する見込みであることから、必要に応じて地方繰越を行っていただくほか、令和6年度以降に予定している事業実績報告の提出等についてご協力をお願いしたい。

引き続き、特例臨時接種の円滑な終了へ向けて事務対応の御協力をお願いする。

### (4) 救済制度の変更【資料：1-5】

令和6年4月以降、新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済制度の取扱いについては、「接種日」及び「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なることとなる。具体的には、「特例臨時接種」及び令和6年度以降の「定期接種」で実施された新型コロナワクチン接種の健康被害については、令和6年4月以降も予防接種法に基づく救済制度の対象となるため、市町村の窓口で引き続き適切な対応をお願いする。各自治体においては、申請される方、医療機関、市町村やPMDAの窓口で混乱が生じないように、各市町村のホームページ等における事前アナウンスとともに、管内医療機関に対して制度の周知徹底をお願いしたい。

また、令和6年度以降、「任意接種」で新型コロナワクチン接種を行い、副作用による健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく「医薬品副作用被害救済制度」により救済を受けることができるので、合わせて周知していただくよう、お願いする。

#### (5) その他

予防接種健康被害救済制度に基づく請求を受け付けた時には、当該健康被害を受けた方に関する副反応疑い報告がなされているかどうかについて、各市町村において確認し、市町村は当該健康被害を診断した医師等に対し、副反応疑い報告制度の趣旨に鑑み必要に応じて、当該報告の提出を促していただきたい。（「予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について（周知依頼）」（令和5年10月27日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、厚生労働省医薬局医薬安全対策課事務連絡））

## 2. 令和6年度の定期接種について

### (1) 新たに位置づけた疾病・ワクチンについて【資料：2-1～2-3】

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、令和6年度から、5種混合ワクチン（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン）、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン、及び新型コロナワクチンを定期接種に導入することとされた。市町村においては、5種混合ワクチンと沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンの定期接種への導入について、御協力をお願いします。

（新型コロナワクチンについては「1. 新型コロナワクチンについて」を参照されたい。）

### (2) 経過措置の終了【資料：2-4】

高齢者の肺炎球菌ワクチンについて、令和5年度まで実施してきた、65歳を超える方を対象とした経過措置は予定どおり終了し、令和6年度以降は、65歳の方及び60～64歳の一定の基礎疾患を有する方が接種対象者となる。市町村においては、接種対象者の方々が接種を希望される場合に、その機会を逸することのないよう、住民への情報提供をお願いします。

### 3. HPVワクチンについて【資料：3-1～3-6】

HPVワクチンについては令和4年度から積極的勧奨（予診票の個別送付等）を再開した。積極的勧奨の差し控えの間に接種の機会を逃した方に対する接種機会の提供、いわゆるキャッチアップ接種についても、差し控えの間に定期接種の対象であった女子、つまり平成9年度から平成18年度生まれの方を対象として、令和4年4月から3年間実施することとしているため、引き続き、これらの対象者及び保護者に対して積極的に周知をお願いしたい。

なお、HPV感染症の予防接種を進めるにあたって、協力医療機関の中から地域ブロック別に拠点病院を設けており、医療機関・自治体・関係団体等との連携のハブとしての役割を担っている。令和5年度には、拠点病院数を9施設から12施設に増やし、更なる医療体制の強化を図っている。

また、学校現場での普及啓発活動も行っている。令和5年9月8日に文科省から各都道府県教育委員会等へ向けて、本事業にご協力賜りたい旨の事務連絡を発出しているところであり、教育部門とも連携しつつ、本事業へ引き続きご協力をいただきたい。

令和6年2月2日に発出した事務連絡において、キャッチアップ接種の実施期間の終了まであと1年余りであることや、3回の接種完了までに約6ヶ月の期間が必要であること等を踏まえ、対象者に対して、再度個別通知を行うこと等を検討していただきたい旨をご連絡している。厚生労働省が今般作成した広報資材や、改訂したリーフレットも添付しているため、そちらを適宜ご活用いただき、確実な周知等に努めていただくようお願いする。

#### 4. 予防接種センター機能推進事業について【資料：4-1】

予防接種センター機能推進事業については、予防接種に当たって注意を要する者（基礎疾患を有する者やアレルギーを疑う症状を呈したことのある者等）が安心して接種ができる医療機関の設置、夜間・休日に予防接種ができる体制の整備、予防接種に関する知識や情報提供、医療相談、医療従事者向け研修、ワクチンの在庫状況及び需給状況等を速やかに把握できる体制の整備等を実施するため、都道府県に最低1か所設置するよう依頼するとともに、国庫補助事業を実施してきた。（令和6年1月時点：20 府県25 医療機関が設置）

近年、接種するワクチンの増加に伴い、被接種者や保護者からの問い合わせ内容が複雑化していること、予防接種やワクチンに関する最新知見を得るための医療従事者研修の充実や予防接種間違い防止に向けた取組が求められていること等を踏まえ、令和6年度より地域課題の研究と地域支援のメニューを追加する予定にしており、地域での予防接種の中核として、予防接種センター機能を有する医療機関の設置と機能強化について、特段の御理解と御協力をお願いする。



## 5. 予防接種に関する間違い接種報告について

予防接種に関する間違い報告については、平成25年度以降、定期接種実施要領に基づき市町村からの報告を都道府県で取りまとめの上、間違いの態様ごとに報告をいただいているところであり、定期的に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会へ報告を行っている。市町村においては定期接種が適切に実施されるよう、引き続き御協力をお願いする。

## 6. その他

### (1) 予防施主従事者研修について

予防接種従事者研修については、平成6年度から公益財団法人予防接種リサーチセンターに委託して実施しており、毎年、都道府県と市町村の予防接種担当者に受講していただいております。令和6年度も実施を予定しているので、積極的に予防接種担当者に受講いただくようお願いいたします。

### (2) 予防接種に関する情報について

予防接種に関する情報については、厚生労働省ホームページを随時更新しており、自治体向けに直近の情報を掲載しています。また、説明会も頻回に開催しているので、情報収集の一助としていただいております。

※厚生労働省ホームページ（予防接種関係）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html)